

第1回中間報告

(報告期間 2016年8月25日～12月16日)

基本情報

派遣クラブ：広島東南ロータリークラブ

カウンセラー：中村 伸弘 氏

受け入れホストクラブ：Rotary Club The Hague Metropolitan-RCTHM

カウンセラー：Shila van der Kroef

国際ロータリー第2710地区

2016-17年度グローバル補助金奨学生

西山秀平

報告書提出日：2016年12月17日

現地住所：Stamkartstraat 29, 2521EK The Hague, The Netherlands

E-mail: shu-nishi-911@fuji.waseda.jp

連絡先電話番号：+310638121230

教育機関・専攻分野：ライデン大学 法科大学院

国際法学科国際刑事法専攻（修士課程）

Leiden University, Advanced LL.M.

in Public International Law specialization International Criminal Law

留学先について

★「開放国家」オランダ

ヨーロッパの中でもライデンは日本との長い交流の歴史を持つ街です。実際、大学附属植物園の菅原道真の短歌やシーボルトハウスなど各所で日蘭交流の痕跡を発見でき、同時に自己の日本人としてのアイデンティティを自覚させられます。また、所謂“アメリカナイズ”のような現地の文化に染まるといった変化は少なくとも未だ私には見られません。

ここにオランダの「開放国家」としての性格が顕れています。オランダ文化の概説書を当たると、十中八九’’gezellig’’という単語を以ってオランダ人の国民性が表されているのですが、「寛容な」とか「居心地の良い雰囲気」を意味する形容詞で、オランダ人はその人生において「gezellig であること =gezelligheid」を非常に重視します。

オランダは、gezelligheidを担保するため新来に対し門戸を広く開いており、例えば外国人のオランダ国籍の取得は比較的容易です。その結果、宗教的にも文化的にも非常に多様な社会を構成しており、各コミュニティ(=柱)による共生を実現しています。アムステルダム混沌とした飲食店の並びを見るとそれがよくわかると思います。このように、オランダは異文化を積極的に取り入れ内部を流動化することで、むしろ安定した社会を維持しているのです。実際、重犯罪の発生数は低く(「自由」という言葉を以ってしばしば評されるようにソフトドラッグ所持の黙認や売春の合法化による重大犯罪の抑制化に成功しています)、ヨーロッパでもトップクラスの治安を誇っていますし、子供の幸福度は世界一です。

少し話が逸れましたが、以上の「寛容性」に起因し、私はオランダにあって自分が異物であると感じることが殆どありません(オランダ人の実に80%が英語を不自由なく操れるため言葉の壁も存在しないという点も一因です)。他のヨーロッパ諸国を訪れてみるとオランダは外国人にとって極めて住み心地の良い国であると断言できますし、知れば知るほど変な国で、奥深い魅力があります。

ライデン大学

ライデン大学の歴史は古く、創立は1575年まで遡ります。オランダで最古の由緒正しき大学です。オランダの名だたる著名人、皇室がライデン大学の卒業生です。150以上のコースを誇り、非英語圏の大学では世界ランキングトップに位置しています。ライデンの街それ自体が、大学のキャンパスとなって

おり、私が授業を受けている法学部棟はライデンの街の緑地公園の向かい側に位置しています。



(法学部棟)

学業面での成果：専攻する学科について

9月上旬から12月中旬まで第一セメスターを受講しました。私の在籍するコースはアドバンスコースということもあり、少数精鋭の学生により構成され、延べ20カ国以上から集まった40数名のバックグラウンドも多岐にわたる学生により構成されています。中でもアジア人は私と中国人の2人だけという今まで経験したことのない環境におかれましては。ですが、お互いに刺激しあい、切磋琢磨する良好な関係を築けていると実感しています。

今セメスターは、在籍している国際刑事法コースの根幹となっている部分の基礎固めという位置付けでした。4つの授業からなり、国際公法、国際機構法、国際紛争解決法、国際刑事法でした。

国際公法の授業では、3名の教授から国家の成立、条約の成り立ち、国家責任について習い、授業内の議論では各分野における漸進的発達部分についてのディスカッションを行いました。また、クラス内のプレゼンテーションではそれぞれの国の国内法と国際法の関係というテーマで行われ、私は日本軍の慰安婦に関するプレゼンテーションを行いました。自分自身のプレゼンテーションに関しても当てはまることですが、発表当事者にとっては当たり前のような事実であっても、外の人達からしてみればそれは知らなかった事実であり、よもすればその事実に対し誤った認識を抱いていることさえあるということを認識させられました。そうした意味で日本は国際責任を果たせていないのだと痛感したと同時に、日本人として矢面に立たされることは承知の上で譲れない部分は主張していかなければならないと強く意識させられました。

国際機構法の授業では、主に国連やEUを中心とした国際組織の運営実態や内部

の成り立ちについて、かつて外交官として活躍された教授から学びました。EU に関しては日本にいと遠い存在ですが、多くの学生がヨーロッパ諸国出身で、現在自分も身を置いている国際組織であるので実体験を通して国際組織について知見を深めることができました。授業のフィールドトリップでハーグにある旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷を訪問し、実際に生で裁判所所長の話を聞いたことはとても貴重な経験になりました。

国際紛争解決法では、国際投資仲裁センター、国際司法裁判所における紛争解決の手段と、実際に争われた訴訟について学習しました。これまでの学習とは異なり、各訴訟について一つ一つ深くまで掘り下げて学ぶことができましたし、実際に訴訟の当事者になった国出身の学生が主導となってディスカッションを繰り広げることができ、大いに学ぶことができました。私の場合も、日本の捕鯨問題について他の学生より様々な質問を受けました。

国際刑事法の授業では、この分野における第一人者である Shabas 教授から直接学ぶことができました。ニュルンベルク裁判に始まり、国際刑事裁判所に至るまでの国際刑事法の歴史と、その成り立ち、そして将来的な展望及び問題点について俯瞰的に学ぶことができました。

授業を受けている間は気づきませんでしたでしたが、これらの授業を通じて、来semesterで学習するより専門的な国際刑事法の運用等について欠かせない知識を獲得できるように組み立てられていたのだと実感しました。

また、課される課題は膨大ではありましたが、一つ一つに意味があり、単なる知識の蓄積ではなく、それをどのように、自分なりに運用していくのかという実践的なスキルを磨くことができたと思っています。こうしたスキルは実際に働く場面で求められるスキルであり、それを授業と並行して培うことができたという点がこのコースの強みのように思います。

課外活動について

今semesterは、ほぼ毎日授業があり、各クラスごとに大量の課題が課され忙殺されていました。しかしながらなんとか時間を作り、Green Legacy Hiroshimaの活動をオランダで展開するという準備を行いました。ロースクールの教授の賛同をいただき、大学の植物園、バイオロジーの教授とコンタクトを取り、来学期から本格的に実現に向けて動き始める予定です。また、オランダと長崎の結びつきも強く、長崎大学からの交換留学生も来ており、彼らとのコラボレーションも考えている段階です。

受け入れ地区でのロータリーとの関わり、奉仕活動、カウンセラーの方々との交流

到着初日から、入国のトラブルに巻き込まれ、R財団のBas Hendriksenさんに大いに助けて頂きました。

今年度、1600国際地区には私を含め、5人の学生がグローバル補助金奨学生として来ており、うち一人が私と同じコースに在籍しています。また、長崎大学病院から癌の研究でこられた方もいらっしゃいます。

10月の末には財団のMarianneさんのお宅で顔合わせのウェルカムパーティーを催していただきました。何代か前の奨学生でこちらに残っている方たちともお会いさせていただき、とても心強いコミュニティーだと感じました。

カウンセラーの方ともその時にお会いさせていただきました。受け入れクラブへの挨拶は先方の事情により2月以降となっています。

また11月の頭には、各地区の財団関係者の会合に出席させていただき、挨拶をさせていただきました。順次、各クラブを回ってプレゼンテーションを行う予定になっています。



(左：パーティーにてアルムナイ・カウンセラーと 右：財団会合にてRIガバナーと)

奉仕活動に関しては、オランダは外国からの養子縁組が多いことを知りました。そうした子供や家族を支援するチャリティーランに参加しました。この他にもオランダにはチャリティーと何かしらの楽しみになるような要素を組み合わせた催しが週末にかけて多く企画されており、お互いがウィンウィンになれる素晴らしい仕組みなのではないかと感じました。こうした形式の奉仕活動は日本にはあまり見られず、新鮮であるとともに、そうすることにより敷居を下げ、奉仕活動を身近なものとして幼少期から触れさせることは将来的な人格形成に関わってくると同時に、知らず知らずのうちに社会問題について関心を寄せる機会になるのでは、と考察しています。

来学期に向けて

来学期はより国際刑事法に的を絞った授業が展開され、授業の内容もより高度になることが予想されます。また、本格的に卒業論文の執筆作業が始まるので、そちらとの両立もしていかなければなりません。その中で、上手に時間を作り課外活動やロータリーの活動を積極的に行っていきたいと考えています。また、限られた時間の中で、世界各地から集まった学友たちとの交流をより一層深め、彼らとの関係を充実した生涯続くようなものにしていきたいと思っています。